No.１４

令和５年（６月）

第３回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第３７号 第３８号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の改正点	市民税課 資産税課	1
第３９号	専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の改正点	保険年金課	2
第４１号	熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課	3
第４２号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	資産税課	２３
第４３号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	２４
第４４号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表	予防課	４４
第４５号	業者名及び入札結果 （熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	４８
第４６号	業者名及び入札結果 （高規格救急自動車）	警防課 （契約課）	５９
第４７号	業者名及び入札結果 （消防ポンプ自動車(ＣＤ－Ｉ型)）	消防総務課 （契約課）	６０
第４８号	業者名及び入札結果 （高度救命処置用資機材等）	警防課 （契約課）	６１
第４９号	認定路線調書・位置図	管理課	６２
第５０号	廃止路線調書・位置図	管理課	６５

議案第３７号及び議案第３８号の参考資料

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の改正点

税目	条　項	改　正　の　内　容
固定資産税	市税条例 附則 第１０条の２	固定資産税の課税標準の特例 　中小企業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した一定の要件を満たす機械・装置・事業用家屋・構築物等について、取得した翌年度から３年間固定資産税の課税標準を０とする特例（わがまち特例）を取得期間の経過により特例が廃止となるため規定の整備を行う。 【取得期間】 令和３年４月１日から令和５年３月３１日まで 【適用期間】 新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度分 【特例割合】 ０ （地方税法附則第６４条では、「０以上２分の１以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」としている。） 　特例対象件数　４９件　　軽減税額　約１，０６５万円 ※　わがまち特例として条例に定める特例は廃止となるが、地方税法において、先端設備等導入計画に従って令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに取得した一定の要件を満たす機械・装置等について、固定資産税の課税標準を２分の１（一定の要件を満たす場合３分の１）とする特例が新設された。
都市計画税	都市計画税条例 附則第７項 ・第２１項	都市計画税の課税標準の特例 　地方税法の課税標準の特例に関する規定が改正されたことに合わせて、条例で引用する項の規定の整備を行う。

議案第３９号の参考資料

専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の改正点

１　改正の概要

低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の５割減額及び２割減額の対象となる世帯の減額判定に係る所得の基準額の引上げを行ったもの

２　改正の内容

条項	改正前の内容	改正点	改正後の内容
第２２条 第１項 第２号	【５割減額の判定基準額】 ４３万円＋２８万５，０００円×（被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）	被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に乗ずべき金額の引上げ ２８万５，０００円　⇒　２９万円	【５割減額の判定基準額】 ４３万円＋２９万円×（被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）
第２２条 第１項 第３号	【２割減額の判定基準額】 ４３万円＋５２万円×（被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）	被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に乗ずべき金額の引上げ ５２万円　⇒　５３万５，０００円	【２割減額の判定基準額】 ４３万円＋５３万５，０００円×（被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）

◎第２２条第２項の未就学児の減額も同じ基準となる。

※　特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度の被保険者となったことから国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、喪失後も継続して同一の世帯に属するものをいう。

議案第４１号の参考資料

熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

<table>
<tr><th>税目</th><th>条　項</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">固定資産税</td><td>法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合</td><td>わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入
以下の対象資産に係るわがまち特例の減額割合を定める。
<table><tr><th>対象資産</th><th>減額割合</th></tr><tr><td>マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した建物</td><td>３分の１</td></tr></table>対象資産に係る固定資産税について、減額割合を乗じた額に相当する額を減額する。</td></tr>
<tr><td>附則第１０条の２</td><td>【適用】
令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に工事を実施した建物について、工事が完了した翌年度分の固定資産税について適用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td>軽自動車税の種別割の税率の特例</td><td>“グリーン化特例”（軽課税率）の延長
電気自動車等及び営業用乗用車に係るグリーン化特例の適用期間の延長を行う。
【電気自動車等】
税率のおおむね７５％を軽減する特例の適用期間を３年間延長する。
（令和５年４月１日から令和８年３月３１日までに初回車両番号指定を受けた車両を対象とし、取得した翌年度の税率を軽減する。）

【営業用乗用車】
①　令和１２年度燃費基準９０％達成車について、税率のおおむね５０％を軽減する特例の適用期間を３年間延長する。
（令和５年４月１日から令和８年３月３１日までに初回車両番号指定を受けた車両を対象とし、取得した翌年度の税率を軽減する。）</td></tr>
<tr><td>附則第１６条</td><td>②　令和１２年度燃費基準７０％達成車について、税率のおおむね２５％を軽減する特例の適用期間を２年間延長する。
（令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに初回車両番号指定を受けた車両を対象とし、取得した翌年度の税率を軽減する。）</td></tr>
</table>

熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第３４条の９　（略） ２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。 ３　（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　（略） ２　前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべ	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第３４条の９　（略） ２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 ３　（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　（略）

改　正　案	現　行
き事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。	
３　第１項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第１項又は法第３１７条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	２　前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第３１７条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
４　第１項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	３　前２項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第５３条の９第３項において同じ。）により提供することができる。	４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第５３条の９第３項において同じ。）により提供することができる。
６　前項の規定の適用がある場合における第４項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支	５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支

改　正　案	現　行
払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
（個人の市民税の徴収の方法等）	（個人の市民税の徴収の方法）
第３８条　（略）	第３８条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。	
（個人の市民税の納税通知書）	（個人の市民税の納税通知書）
第４１条　個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。	第４１条　個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。
（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）	（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）
第４４条　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。	第４４条　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）

改　正　案	現　行
２～６　（略）	２～６　（略）
（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）	（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）
第４６条　前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月１０日までに、その徴収した月割額を施行規則第５号の１５様式若しくは第５号の１５の２様式又は施行規則第２条の６の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。	第４６条　前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月１０日までに、その徴収した月割額を施行規則第５号の１５様式又は施行規則第２条の６の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。
（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）	（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）
第４７条　（略）	第４７条　（略）
２　法第３２１条の６第１項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によって当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。	２　法第３２１条の６第１項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。
（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）	（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）
第４７条の２　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第３２１条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている	第４７条の２　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第３２１条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている

改　正　案	現　行
年齢６５歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第４７条の５において同じ。）の２分の１に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。	年齢６５歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第４７条の５において同じ。）の２分の１に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
２　（略）	２　（略）
（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）	（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）
第４７条の６　（略）	第４７条の６　（略）
２　法第３２１条の７の７第３項（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る	２　法第３２１条の７の７第３項（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る

改　正　案	現　行
特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。	特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。
（法人の市民税の申告納付） 第４８条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第３２１条の８第１項、第２項、第３１項、第３４項及び第３５項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）を、同条第１項、第２項、第３１項及び第３５項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第３４項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第２項後段の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第２２号の４様式又は第２２号の４の２様式による納付書によって納付しなければならない。	（法人の市民税の申告納付） 第４８条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第３２１条の８第１項、第２項、第３１項、第３４項及び第３５項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）を、同条第１項、第２項、第３１項及び第３５項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第３４項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第２項後段の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第２２号の４様式による納付書によって納付しなければならない。
２～４　（略） ５　法第３２１条の８第３４項の申告書（同条第３３項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第１項、第２項又は第３１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第７項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４.６パーセント（申告書を提出した日（同条第３５項	２～４　（略） ５　法第３２１条の８第３４項の申告書（同条第３３項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第１項、第２項又は第３１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第７項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４.６パーセント（申告書を提出した日（同条第３５項

改　正　案	現　行
の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７.３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第２２号の４様式又は第２２号の４の２様式による納付書によって納付しなければならない。	の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７.３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第２２号の４様式による納付書によって納付しなければならない。
６～１６　（略）	６～１６　（略）
（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）	（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）
第５０条　法人の市民税の納税者は、法第３２１条の１２の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第２２号の４様式又は第２２号の４の２様式による納付書によって納付しなければならない。	第５０条　法人の市民税の納税者は、法第３２１条の１２の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第２２号の４様式による納付書によって納付しなければならない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
⑴　原動機付自転車	⑴　原動機付自転車
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ　三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が０.５メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０.５メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が０.０２リットルを超えるもの又は定格出力が０.２５キロワットを超えるもの	エ　三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が０.５メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０.５メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が０.０２リットルを超えるもの又は定格出力が０.２５キロワットを超えるもの　年額　３，７００円

改　　正　　案	現　　行
年額　３，７００円	
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
（たばこ税の申告納付の手続）	（たばこ税の申告納付の手続）
第９８条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第９６条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第３４号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式又は第３４号の２の５の２様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第９６条第３項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第１６号の５様式による書類を添付しなければならない。	第９８条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第９６条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第３４号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第９６条第３項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第１６号の５様式による書類を添付しなければならない。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第１項又は第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第１０１条第２項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４．６パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金	５　前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第１項又は第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第１０１条第２項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４．６パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金

改　正　案	現　行
額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第３４号の２の５様式又は第３４号の２の５の２様式による納付書によって納付しなければならない。	額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。
（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）	（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）
第１０１条　たばこ税の納税義務者は、法第４８１条、第４８３条又は第４８４条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第３４号の２の５様式又は第３４号の２の５の２様式による納付書によって納付しなければならない。	第１０１条　たばこ税の納税義務者は、法第４８１条、第４８３条又は第４８４条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。
２　（略）	２　（略）
附　則	附　則
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）
第８条　昭和５７年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第２５条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第８条　昭和５７年度から令和６年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第２５条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
２・３　（略）	２・３　（略）
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、そ	第１０条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、そ

改　正　案	現　行
れぞれ同表の右欄に定めるものとする。	れぞれ同表の右欄に定めるものとする。
法附則第１５条の８第２項	（略）
法附則第１５条の９の３第１項	３分の１
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　（略）	第１０条の３　（略）
２～１１　（略）	２～１１　（略）
１２　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	
⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	
⑵　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積	
⑶　家屋の建築年月日及び登記年月日	
⑷　当該工事が完了した年月日	
⑸　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	
１３　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲	１２　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲

改　正　案	現　行
げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１７項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
⑸　施行規則附則第７条第１７項に規定する補助の算定の基礎となった耐震改修に要した費用	⑸　施行規則附則第７条第１３項に規定する補助の算定の基礎となった耐震改修に要した費用
⑹　（略）	⑹　（略）
１４　（略）	１３　（略）
（平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）
第１０条の４　（略）	第１０条の４　（略）
２　法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。	２　法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和３年度分及び令和４年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。
３・４　（略）	３・４　（略）
（平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）
第１０条の５　（略）	第１０条の５　（略）
２　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。	２　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和３年度分及び令和４年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。
３・４　（略）	３・４　（略）
（令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	
第１０条の６　法附則第１６条の４第１	

改　正　案	現　行
項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第３号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 ⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の６第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係 ⑵　法附則第１６条の４第１項に規定する被災住宅用地の上に令和２年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 ⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の４第１項の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 ⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 ２　法附則第１６条の４第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。 ３　法附則第１６条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同	

改　正　案	現　行
項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 ⑴　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） ⑵　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 ⑶　特定被災共用土地に係る法附則第１６条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 ⑸　法附則第１６条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 ４　法附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第１６条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」とあるのは「附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第６項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	（軽自動車税の環境性能割の非課税）

改　正　案	現　行
	第１５条の２の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間（附則第１５条の７第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第８０条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第１５条の３　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第１５条の３　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第１５条の７　（略） ２　（略）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第１５条の７　（略） ２　（略） ３　自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第８１条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。
（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１６条　（略） ２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別	（軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１６条　（略） ２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定

改　正　案	現　行
割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
	3　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	２，０００円
第２号ア(ウ)a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア(ウ)b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

4　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第２号ア(イ)	３，９００円	３，０００円
第２号ア(ウ)a	６，９００円	５，２００円
	１０，８００	８，１００円

改　正　案	現　行
	円
	第２号ア　３，８００円　２，９００円
	(ｳ)b　５，０００円　３，８００円
	5　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
	6　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
3　法附則第３０条第３項の規定の適用を受ける三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和８	7　法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に

改　正　案	現　行
年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア(ｲ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(ｳ)ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」とする。	限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
４　法附則第３０条第４項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア(ｲ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ｳ)ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」とする。	８　法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第１６条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第１６条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第８項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２　（略）	２　（略）
３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を	３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を

改　正　案	現　行
加算した金額とする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第１７条の２　昭和６３年度から令和８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第３１条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第３４条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 ⑴・⑵　（略） ２　前項の規定は、昭和６３年度から令和８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなる場合においては、当	加算した金額とする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第１７条の２　昭和６３年度から令和５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第３１条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第３４条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 ⑴・⑵　（略） ２　前項の規定は、昭和６３年度から令和５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなる場合においては、当

改　　正　　案	現　　行
該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3　（略）	該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3　（略）

議案第４２号の参考資料

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
附　則	附　則
１～２０　（略）	１～２０　（略）
２１　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は法附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。	２１　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項若しくは第４３項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は法附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。

議案第４３号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
４８の１５	（略）	（略）
４８の１５の２	建築物の容積率の特例認定の申請に対する審査	２７，０００円
４８の２０	建築物の高さの許可（建築基準法第５５条第３項又は第４項各号の規定によるものをいう。）の申請に対する審査	（略）
５５の１６	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア　低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　５，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２３，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　５２，０００円

現　　行

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
４８の１５	（略）	（略）
４８の２０	建築物の高さの許可（建築基準法第５５条第３項各号の規定によるものをいう。）の申請に対する審査	（略）
５５の１６	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　一戸建ての住宅　５，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　申請に係る一の建築物の住戸数（以下この号及び第５５号の１８において「住戸数」という。）が１戸のとき　５，０００円 ⅱ　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　１０，０００円 ⅲ　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　１８，０００円 ⅳ　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　３１，０００円 ⅴ　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　５２，０００円

			㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９４，０００円 ⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３１，０００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１４９，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　１８８，０００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２３５，０００円 イ　ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準等省令」という。）第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　４０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　４４，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　８０，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１３５，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２３０，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　３３０，

		㈥　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　９４，０００円 ㈦　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　１４９，０００円 ㈧　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　１８８，０００円 ㈨　住戸数が３００戸を超えるとき　２０１，０００円 ⑶　住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（申請に係る一の建築物の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が３００平方メートル以内のとき　１０，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　１９，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　３１，０００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　９４，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え10，000平方メートル以内のとき　１４９，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　１８８，０００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　２３５，０００円 イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　一戸建ての住宅　３８，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　住戸数が１戸のとき　３８，０００円 ㈡　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　６６，０００円 ㈢　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　９６，０００円 ㈣　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　１４０，０００円 ㈤　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　２０３，０００円 ㈥　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　３０１，０００

		０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１２１，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，０００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２６７，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　３３４，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　４３２，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６１６，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７５９，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　８９８，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１，０２４，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定

		円 (ⅶ) 住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　４１１，０００円 (ⅷ) 住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　５３９，０００円 (ⅸ) 住戸数が３００戸を超えるとき　６３３，０００円 ⑶ 共同住宅の共用部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 床面積の合計が３００平方メートル以内のとき　１１１，０００円 (ⅱ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　１４５，０００円 (ⅲ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　１９２，０００円 (ⅳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　３０３，０００円 (ⅴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　３９４，０００円 (ⅵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　４７４，０００円 (ⅶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　５５３，０００円 ⑷ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準等省令」という。）第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合する場合に限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 床面積の合計が３００平方メートル以内のとき　２５０，０００円 (ⅱ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　３１７，０００円 (ⅲ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　４１２，０００円 (ⅳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　５９１，０００円 (ⅴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　７３１，０００円

		める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１０２，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１３０，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１７１，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２７７，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３６２，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４３５，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１０，０００円
５５の１７	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア～ウ　（略）
５５の１８	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア　変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　２，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００

		(ⅵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　８６７，０００円 (ⅶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　９８９，０００円 ⑸ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（基準等省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合する場合に限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 床面積の合計が３００平方メートル以内のとき　９１，０００円 (ⅱ) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　１１８，０００円 (ⅲ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　１５８，０００円 (ⅳ) 床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　２５９，０００円 (ⅴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　３４３，０００円 (ⅵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　４１４，０００円 (ⅶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　４８６，０００円
５５の１７	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前号ア又はイの合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア～ウ　（略）
５５の１８	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴ 一戸建ての住宅　２，５００円 ⑵ 住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 住戸数が１戸のとき　２，５００円

		円 (i) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１１，５００円 (ii) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２６，０００円 (iii) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　４７，０００円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円 (ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９，５００円 (iii) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円 (iv) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　４７，０００円 (v) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円 (vi) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 (vii) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１１７，５００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (1) 一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i) 床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 (ii) 床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　４０，０００円 (ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６７，５００円

		㈠　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　５，０００円 ㈡　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　９，０００円 ㈢　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　１５，５００円 ㈣　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　２６，０００円 ㈤　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　４７，０００円 ㈥　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　７４，５００円 ㈦　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　９４，０００円 ㈧　住戸数が３００戸を超えるとき　１００，５００円 ⑶　住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（申請に係る一の建築物の変更後の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が３００平方メートル以内のとき　５，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　９，５００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　１５，５００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　４７，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　７４，５００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　９４，０００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　１１７，５００円 イ　ア以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 ⑴　一戸建ての住宅　１９，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住戸部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　住戸数が１戸のとき　１９，０００円 ㈡　住戸数が１戸を超え５戸以内のとき　３３，０００円 ㈢　住戸数が５戸を超え１０戸以内のとき　４８，０００円 ㈣　住戸数が１０戸を超え２５戸以内のとき　７０，０００円

		㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１１５，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１６５，０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき９１，５００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円

		㈤　住戸数が２５戸を超え５０戸以内のとき　１０１，５００円 ㈥　住戸数が５０戸を超え１００戸以内のとき　１５０，５００円 ㈦　住戸数が１００戸を超え２００戸以内のとき　２０５，５００円 ㈧　住戸数が２００戸を超え３００戸以内のとき　２６９，５００円 ㈨　住戸数が３００戸を超えるとき　３１６，５００円 ⑶　共同住宅の共用部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル以内のとき　５５，５００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　７２，５００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　９６，０００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　１５１，５００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　１９７，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　２３７，０００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　２７６，５００円 ⑷　住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建基準等省令第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合する場合に限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル以内のとき　１２５，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　１５８，５００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　２０６，０００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　２９５，５００円

		⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　51，000円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円
５５の１９	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１７アの額に、前号の合算した額を加算し、第５５号の１７イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
５５の２０	（略）	（略）
５５の２１	（略）	（略）
５５の２２	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１

		㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　３６５，５００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　４３３，５００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　４９４，５００円 ⑸　住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（基準等省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合する場合に限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル以内のとき　４５，５００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　５９，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　７９，０００円 ㈣　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　１２９，５００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　１７１，５００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のとき　２０７，０００円 ㈦　床面積の合計が２５，０００平方メートルを超えるとき　２４３，０００円
５５の１９	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１７アの額に、前号のア又はイの合算した額を加算し、第５５号の１７イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
５５の２０	（略）	（略）
５５の２１	（略）	（略）
５５の２２	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１

	する審査（次号に規定する審査を除く。）	項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。㈡から㈤まで及びイ⑵、第５５号の２４ア⑵及びイ⑵並びに第５５号の２６ア⑵、イ⑵及びウ⑵において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ㈡～㈤　（略） ⑶　（略） イ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴・⑵　（略） ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１２１，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，０００円 エ・オ　（略）
５５の２３	（略）	（略）

	する審査（次号に規定する審査を除く。）	項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。㈠から㈢まで及びイ⑵、第５５号の２４ア⑵及びイ⑵並びに第５５号の２６ア⑵及びイ⑵において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ㈡～㈣　（略） ⑶　（略） イ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ及びロに定める基準に適合するもの ⑴・⑵　（略） ウ・エ　（略）
５５の２３	（略）	（略）

５５の２４	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、第５５号の２２に定める額とする。 ア　（略） イ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴・⑵　（略） ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円 ⓘⓥ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９１，５００円 エ・オ　（略）
５５の２５	（略）	（略）
５５の２６	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア・イ　（略） ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵又は同号イ⑶及びロ⑶に定める基準に適合するもの ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円

５５の２４	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、第５５号の２２に定める額とする。 ア　（略） イ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ及びロに定める基準に適合するもの ⑴・⑵　（略） ウ・エ　（略）
５５の２５	（略）	（略）
５５の２６	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア・イ　（略） ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵又は同号イ⑶及びロ⑶に定める基準に適合するもの ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。㈠から㈢までにおいて同じ。）の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円

		(ⅲ)～(ⅴ)　（略） エ・オ　（略）

備考　（略）

		(ⅲ)～(ⅹ)　（略） エ・オ　（略）

備考　（略）

議案第４４号の参考資料

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市火災予防条例（平成１８年条例第１８４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（急速充電設備） 第１１条の２　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力２０キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	（急速充電設備） 第１１条の２　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力２０キロワット以下のもの及び全出力２００キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
⑴　急速充電設備（全出力５０キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ア　不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの イ　分離型のものにあっては、充電ポスト	⑴　急速充電設備（全出力５０キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合には、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面する場合を除き、建築物から３メートル以上の距離を保つこと。
⑵　その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。	⑵　その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
⑹　コネクターと電気自動車等が確	⑹　急速充電設備と電気自動車等が確

改　正　案	現　行
実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
⑺　コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。	⑺　急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
⑻～⑽　（略）	⑻～⑽　（略）
⑾　急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。	⑾　急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
⑿　急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。	⑿　自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
⒀　コネクターについて、十分な強度を有するものを除き、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。	⒀　コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）について、十分な強度を有するものを除き、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。
⒁・⒂　（略）	⒁・⒂　（略）
⒃　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。	⒃　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
⒄　急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。	
⒅・⒆　（略）	⒄・⒅　（略）
2　（略）	2　（略）
（避雷設備）	（避雷設備）
第１６条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。	第１６条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（喫煙等）	（喫煙等）

改　正　案	現　行
第２３条　（略）	第２３条　（略）
２　（略）	２　（略）
	３　前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第７に定めるものとしなければならない。
３　第１項の消防長が指定する場所（同項第３号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。	４　第１項の消防長が指定する場所（同項第３号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　前号に掲げる場合以外の場合　適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第３３条第２項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）	⑵　前号に掲げる場合以外の場合　適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第７に定めるものとしなければならない。）
４　第２項又は前項第２号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第７０１０号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第７００１号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとしなければならない。	
５　第３項第２号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。	５　前項第２号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>６・７　（略）
別表第４から別表第７まで　削除</td><td>６・７　（略）
別表第４から別表第６まで　削除
別表第７（第２３条関係）
<table><tr><th>表示の種類</th><th>図記号</th><th>色</th></tr><tr><td>禁煙である旨の表示</td><td></td><td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td></tr><tr><td>火気厳禁である旨の表示</td><td></td><td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td></tr><tr><td>喫煙所である旨の表示</td><td></td><td>記号は黒、地は白</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第４５号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事
工　事　場　所	熊谷市大原三丁目４番１号
入　札　年　月　日	令和５年３月２０日

入　札　対　象　額	予　　定　　価　　格	最　低　制　限　価　格
248,050,000　円	248,050,000　円	228,206,000　円
うち消費税等の額	入　札　書　比　較　価　格	最低制限価格の100/110
22,550,000　円	225,500,000　円	207,460,000　円

番号	業　　者　　名	入　札　額		結果
		金　　額	順位	
1	田部井建設㈱	円 187,000,000		失格
2	㈱時田工務店	222,000,000	2	
3	松坂屋建材㈱	202,000,000		失格
4	大和建設㈱	220,000,000	1	落札
5				
6				
7				
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入札金額	消費税等の額	合　　計
大和建設㈱	220,000,000　円	22,000,000　円	242,000,000　円

１　工 事 名　　熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事

２　工事場所　　熊谷市大原三丁目４番１号

３　工事概要

⑴　建具改修工事

⑵　内装改修工事

⑶　塗装改修工事

⑷　その他

４　建物概要

構　造　　鉄筋コンクリート造　地上３階建て

面　積　　延べ面積　２，４１７㎡

工事場所：熊谷市大原三丁目４番１号
熊谷市立大原中学校

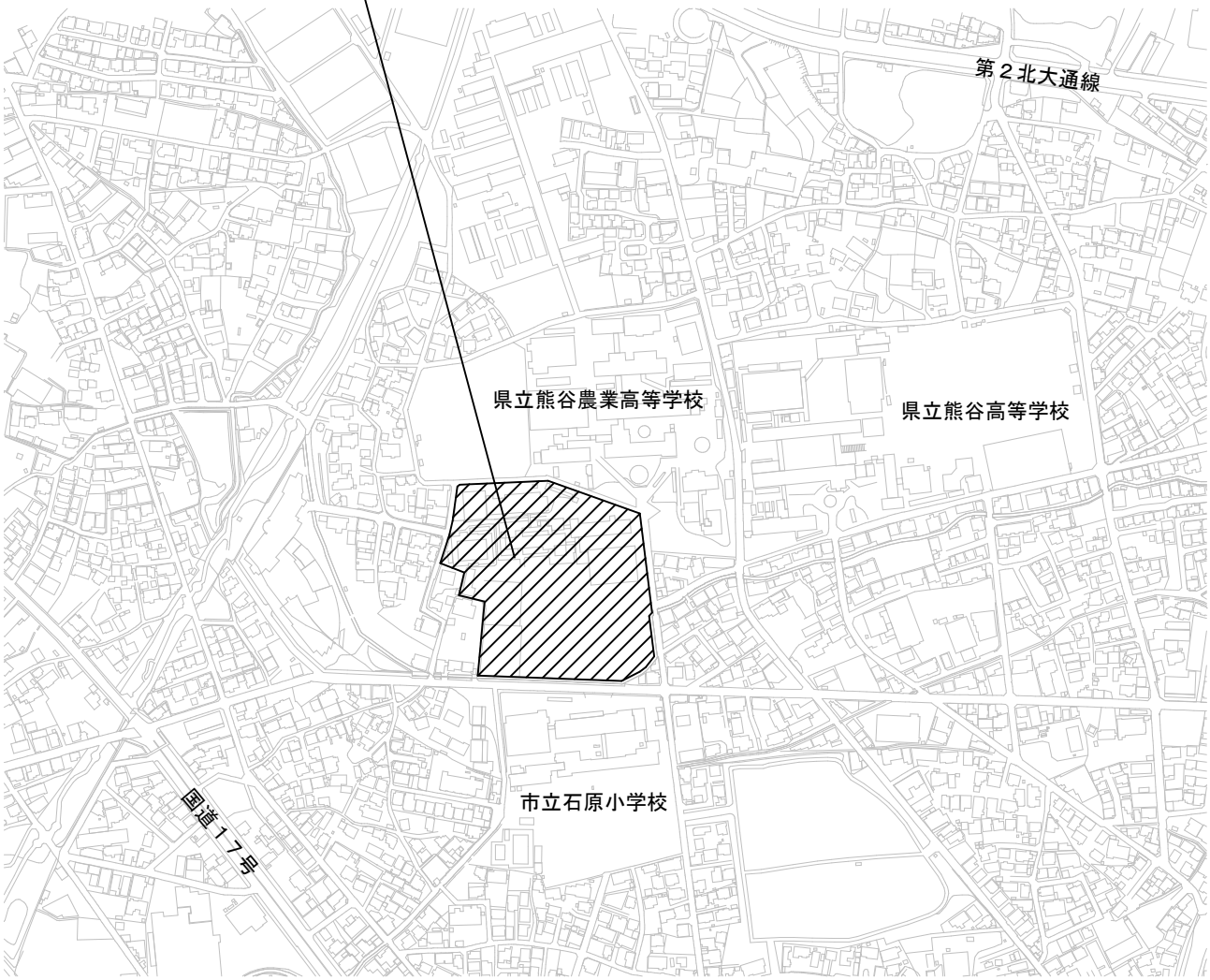



案　内　図

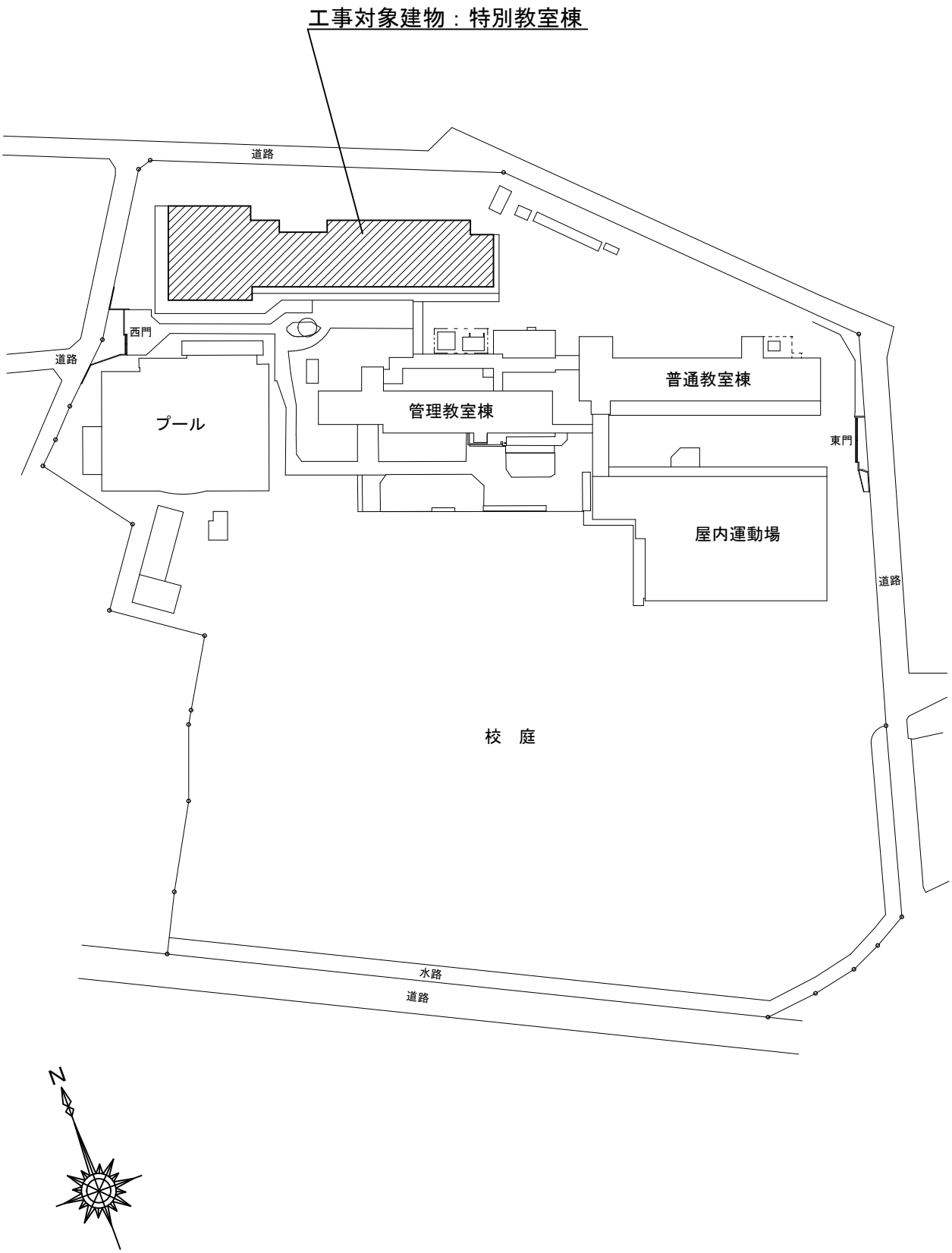

配置図　縮尺：1/1200

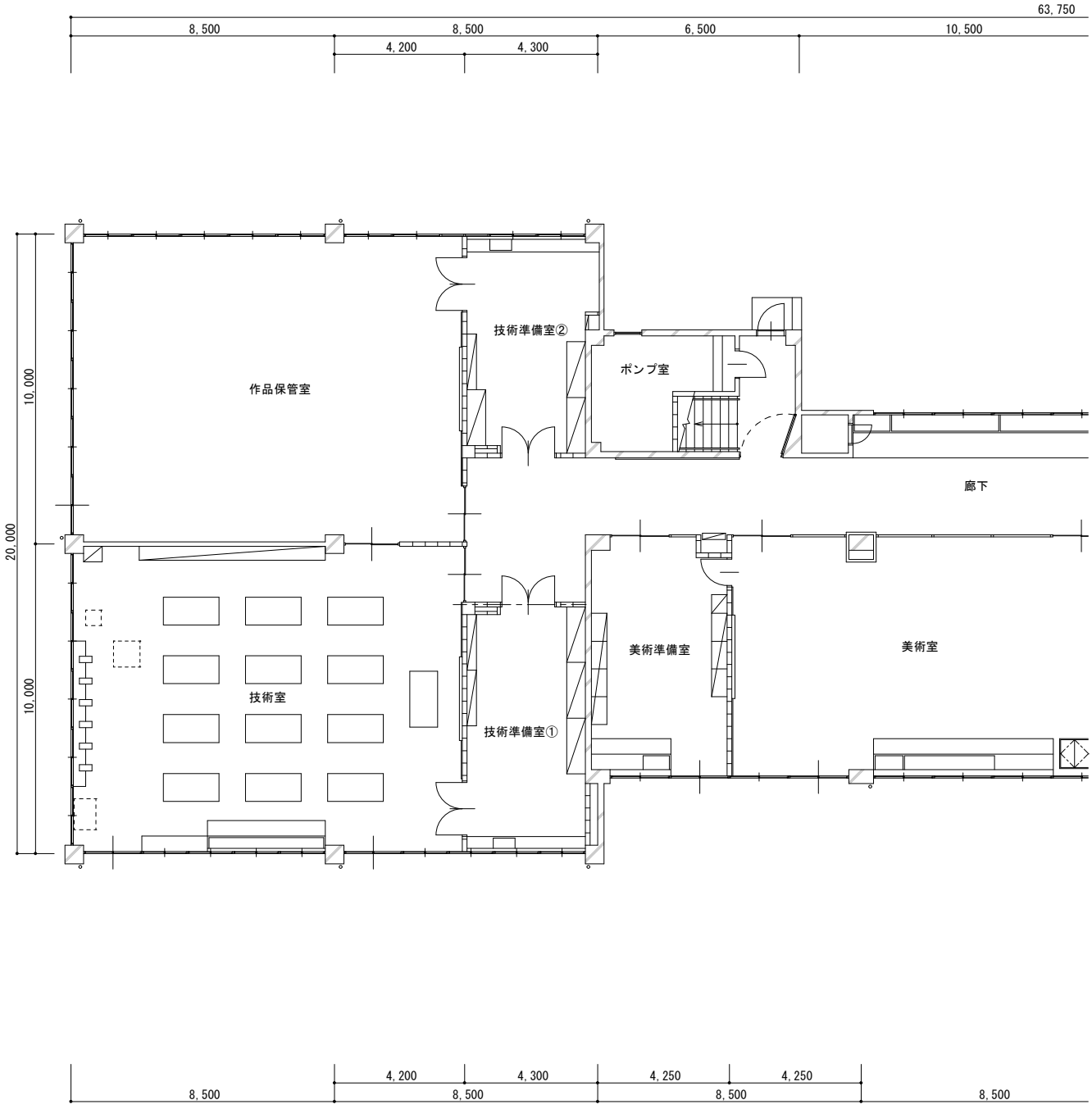

平面図　縮尺：1/200

1階

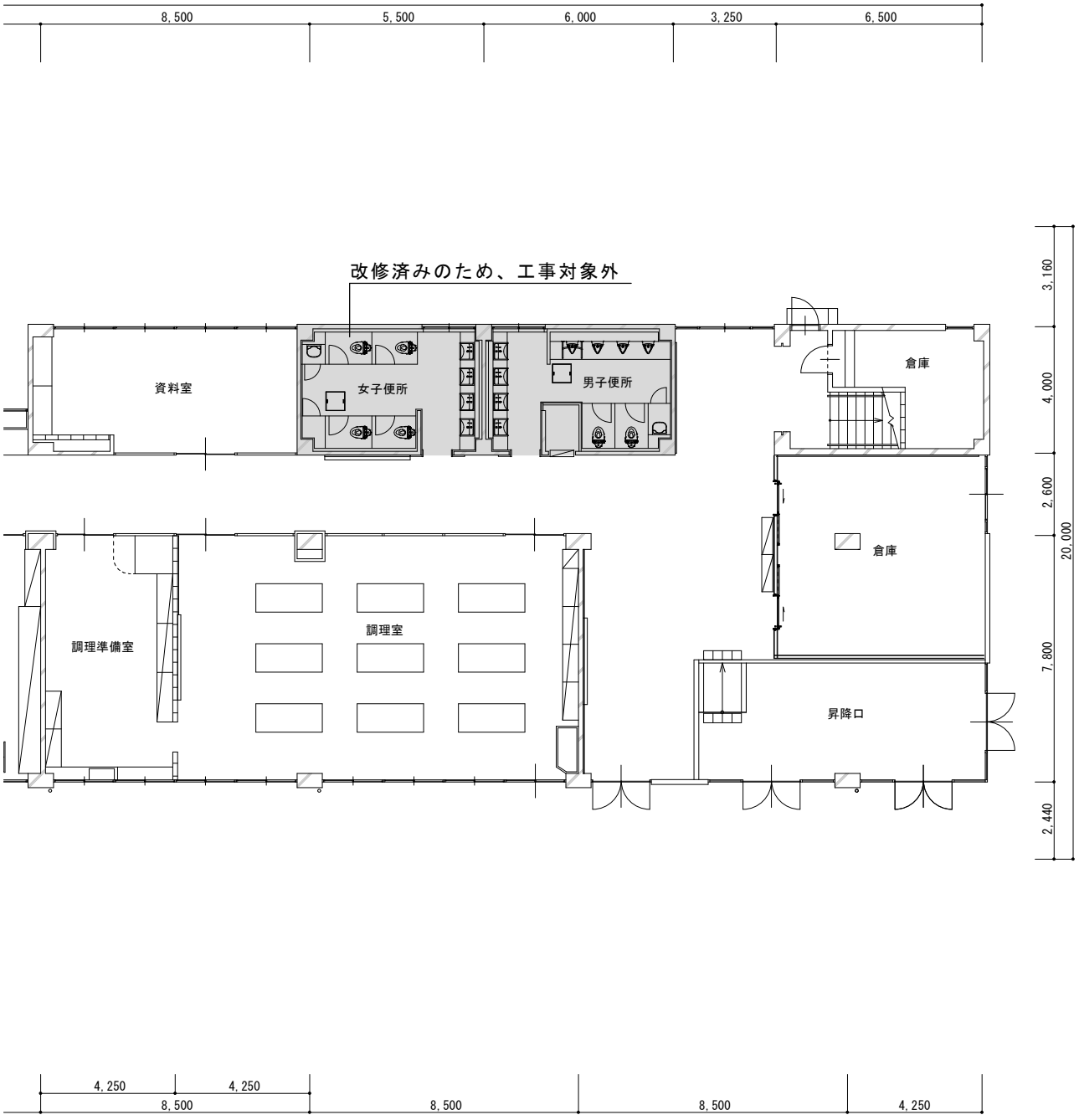
8, 500
5, 500
6, 000
3, 250
6, 500
改修済みのため、工事対象外
資料室
女子便所
男子便所
倉庫
倉庫
調理準備室
調理室
昇降口
3, 160
4, 000
2, 600
20, 000
7, 800
2, 440
4, 250
4, 250
8, 500
8, 500
8, 500
4, 250

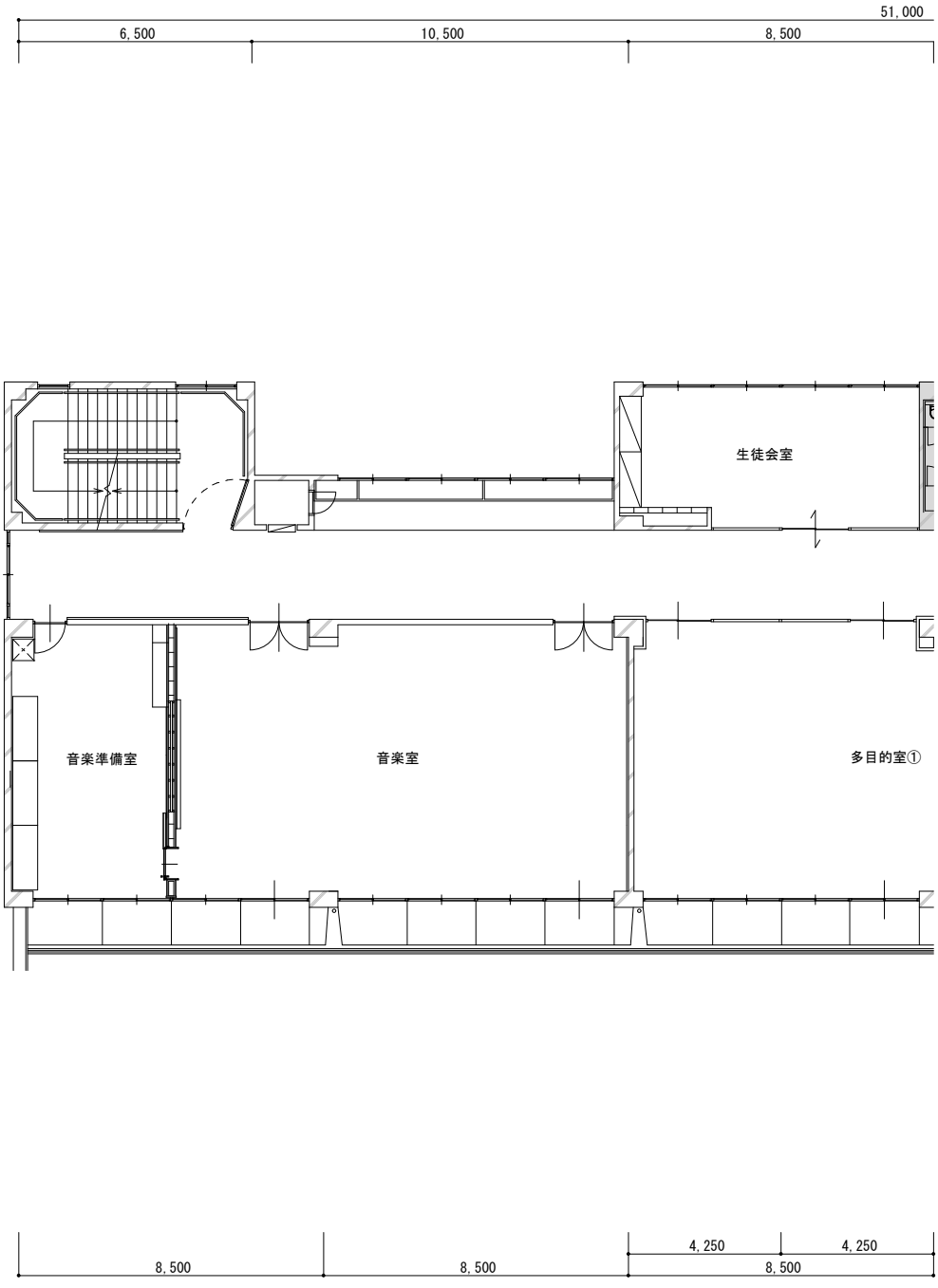

平面図　縮尺：1/200

２階

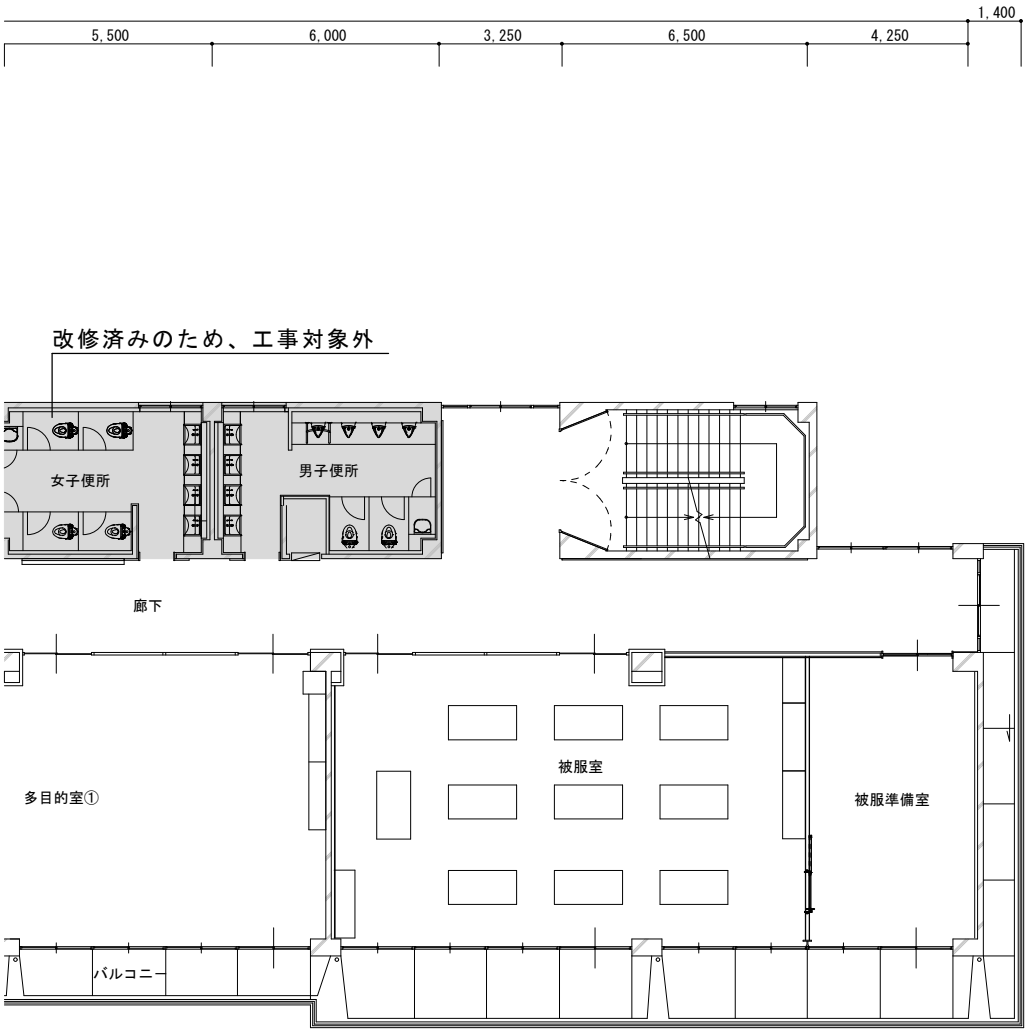
1,400
5,500
6,000
3,250
6,500
4,250
改修済みのため、工事対象外
女子便所
男子便所
廊下
多目的室①
被服室
被服準備室
バルコニー
4,000
2,600
14,400
7,800
1,400
2,000
600
8,500
8,500
4,250
4,250
8,500

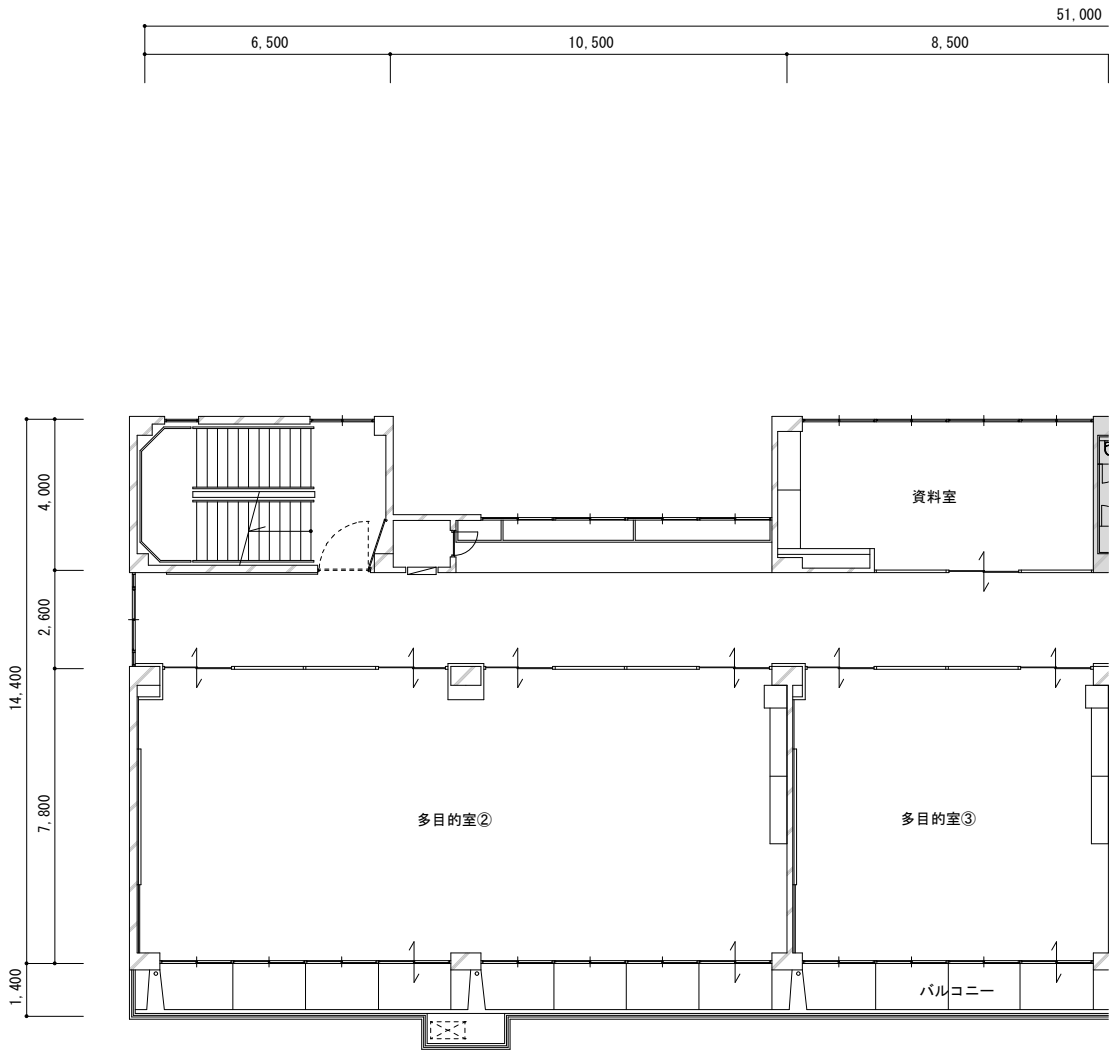



平面図　縮尺：1/200

３階

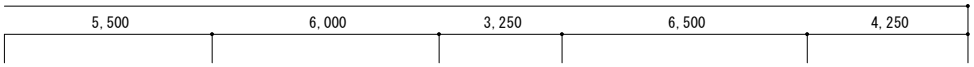

改修済みのため、工事対象外

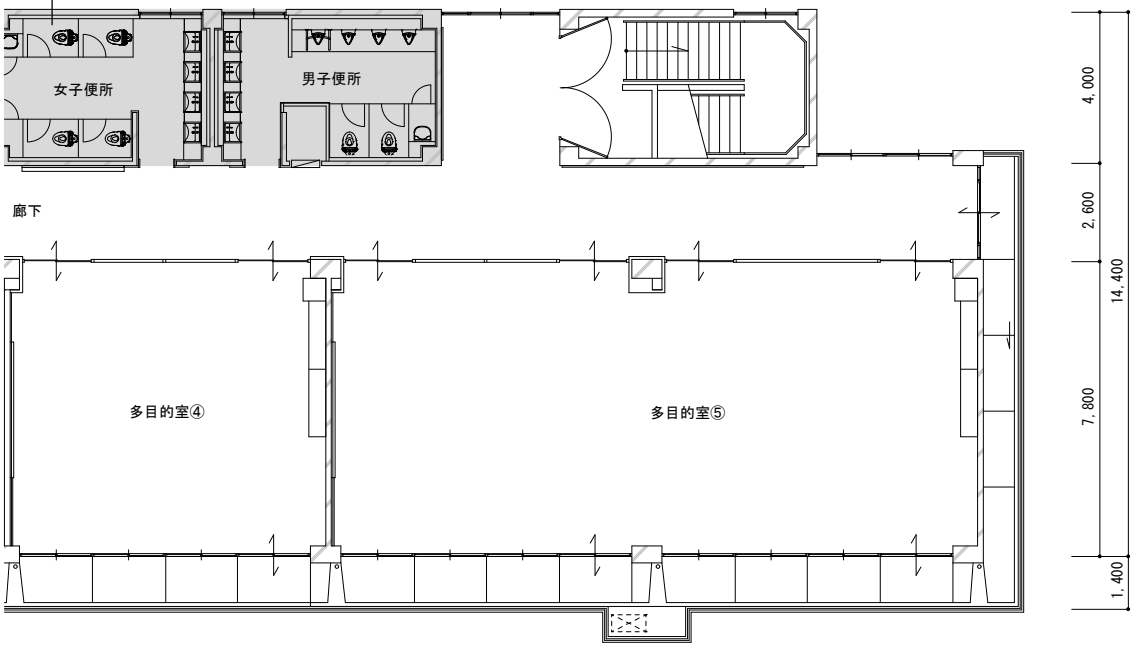

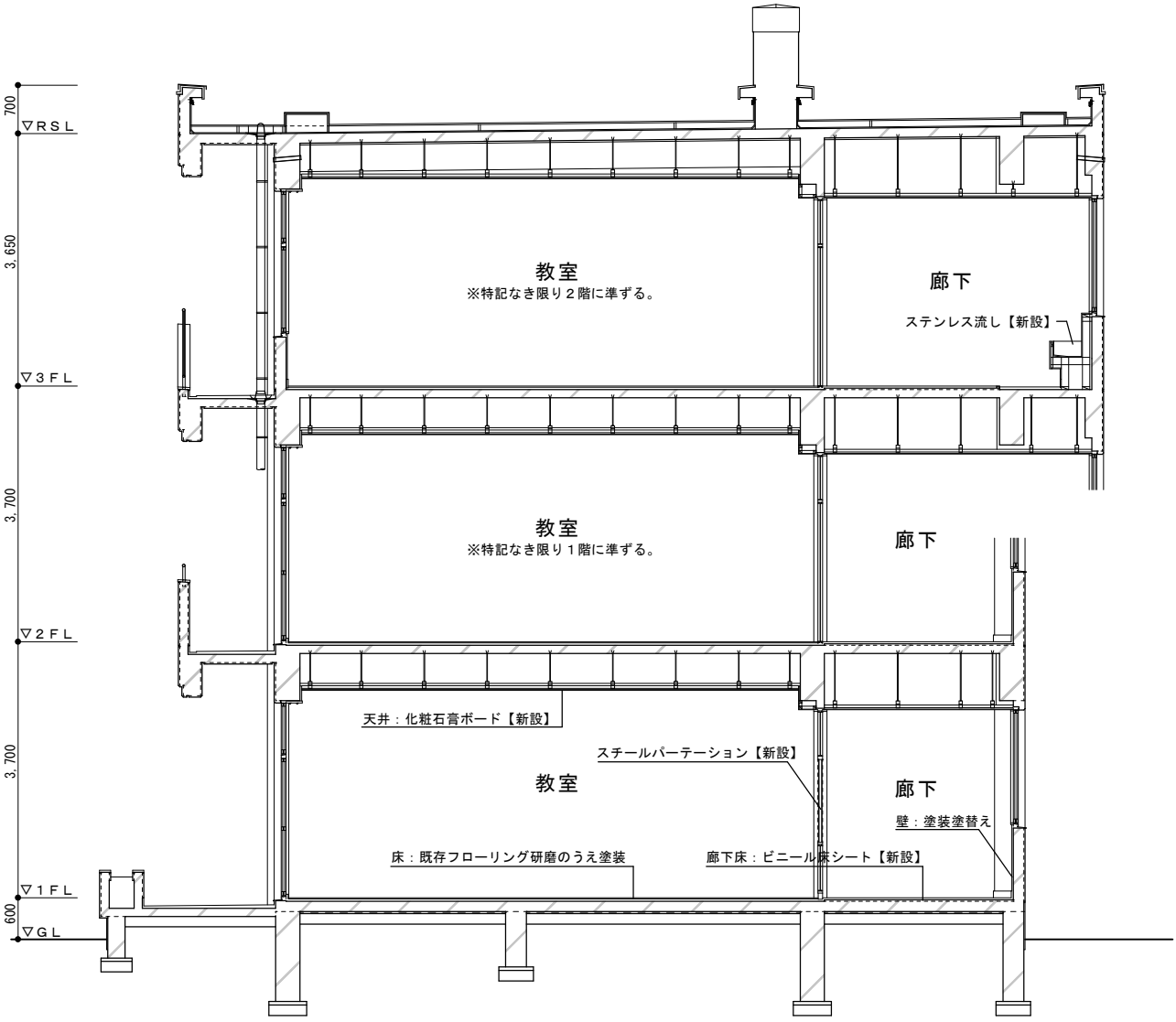
700
▽RSL
3,650
▽3FL
3,700
▽2FL
3,700
▽1FL
600
▽GL
教室
※特記なき限り２階に準ずる。
廊下
ステンレス流し【新設】
教室
※特記なき限り１階に準ずる。
廊下
天井：化粧石膏ボード【新設】
スチールパーテーション【新設】
教室
廊下
壁：塗装塗替え
床：既存フローリング研磨のうえ塗装
廊下床：ビニール床シート【新設】

断面図　縮尺：1/100

議案第４６号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	高規格救急自動車
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	令和５年５月１５日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	―
39,000,000　円	39,000,000　円	―

番号	業　者　名	入　札　額		結果
		金　額	順位	
1	埼玉トヨタ自動車㈱熊谷店	無効　円		
2	埼玉日産自動車㈱熊谷店	31,108,000	1	落札
3	㈱日産サティオ埼玉北	辞退		
4	日産プリンス埼玉販売㈱法人営業部	辞退		
5	㈱ネイチャー	辞退		
6	小池㈱	辞退		
7	㈱モリタ東京支店	33,600,000	2	
8	㈱ベルリング千葉営業所	辞退		
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入　札　金　額	消費税等の額	合　計
埼玉日産自動車㈱熊谷店	31,108,000　円	3,110,800　円	34,218,800　円

議案第４７号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	令和５年５月１６日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	－
66,600,000　円	66,600,000 円	―

番号	業　者　名	入　札　額		結果
		金　額	順位	
1	小池㈱	62,400,000 円	3	
2	㈱篠崎ポンプ機械製作所	63,000,000	5	
3	ジーエムいちはら工業㈱東京営業所	63,300,000	6	
4	日本ドライケミカル㈱車輌営業部	辞退		
5	㈱ナカムラ消防化学東京営業所	辞退		
6	長野ポンプ㈱東京営業所	62,700,000	4	
7	日本機械工業㈱本社営業部	64,260,000	7	
8	㈱ネイチャー	62,250,000	2	
9	㈱野口ポンプ製作所	辞退		
10	㈱モリタ東京支店	59,550,000	1	落札

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入　札　金　額	消費税等の額	合　計
㈱モリタ東京支店	59,550,000　円	5,955,000　円	65,505,000　円

議案第４８号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	高度救命処置用資機材等
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	第１回　令和５年５月１６日 第２回　令和５年５月１７日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	－
37,000,000　円	37,000,000　円	－

番号	業　者　名	入　札　額				結果
		第１回		第２回		
		金額	順位	金額	順位	
1	㈱高橋医科器械店	円 辞退		円		
2	㈱サイボウ	辞退				
3	日本船舶薬品㈱関東営業所	33,800,000	1	33,000,000	1	落札
4	㈱栗原医療器械店熊谷支店	辞退				
5	埼玉消防機械㈱	辞退				
6	エイバン商事㈱	34,500,000	2	33,700,000	2	
7	㈱ベルリング千葉営業所	辞退				
8						
9						
10						

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入札金額	消費税等の額	合　計
日本船舶薬品㈱関東営業所	33,000,000　円	3,300,000　円	36,300,000　円

議案第　４９　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　50881　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道　60617　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

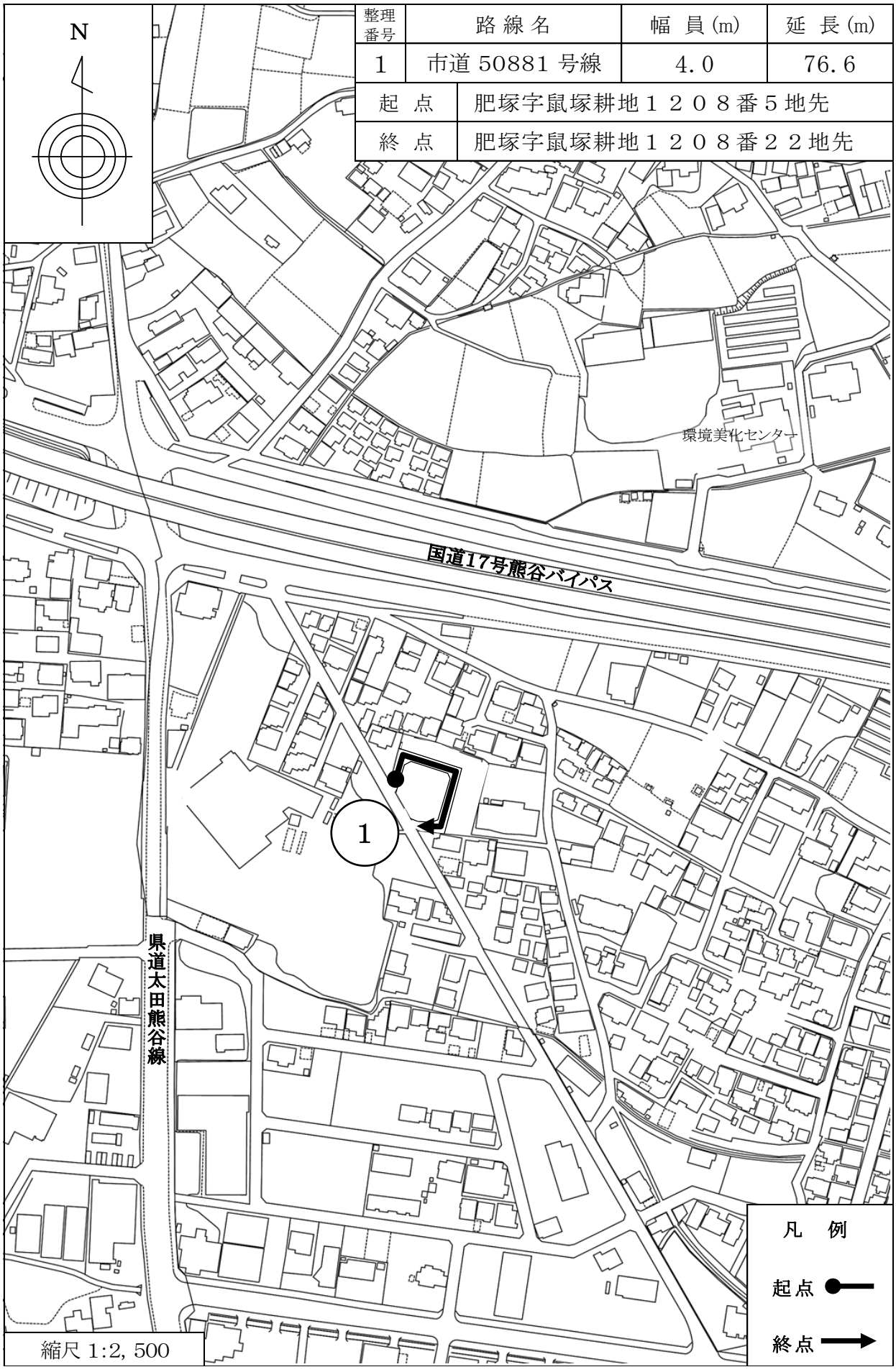
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 50881 号線
4.0
76.6
起点
肥塚字鼠塚耕地１２０８番５地先
終点
肥塚字鼠塚耕地１２０８番２２地先
環境美化センター
国道17号熊谷バイパス
1
県道太田熊谷線
凡例
起点
終点
縮尺 1:2, 500

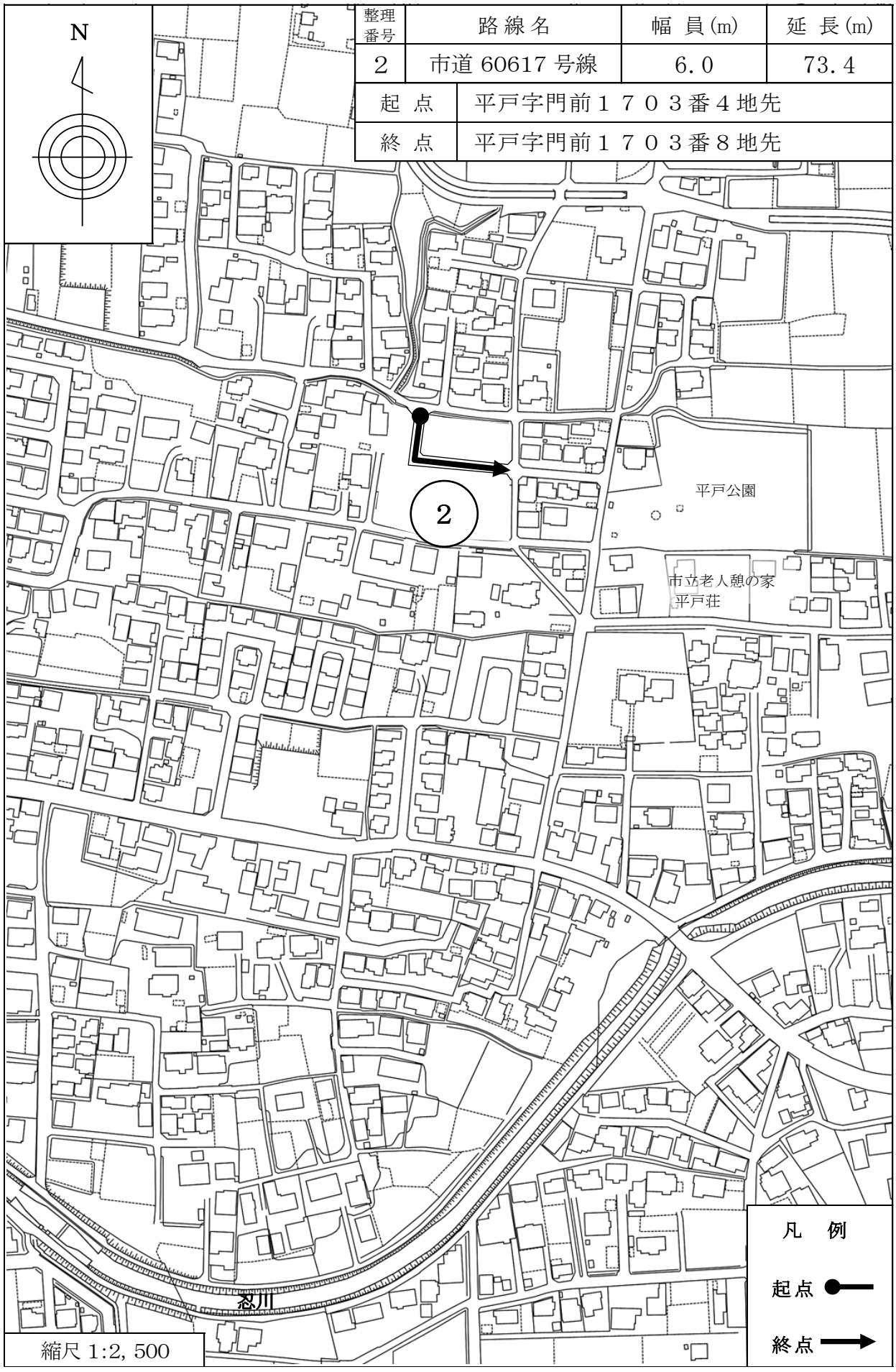
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
2
市道 60617 号線
6.0
73.4
起点
平戸字門前１７０３番４地先
終点
平戸字門前１７０３番８地先
2
平戸公園
市立老人憩の家
平戸荘
忍川
凡例
起点
終点
縮尺 1:2, 500

議案第　５０　号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　江南4139　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

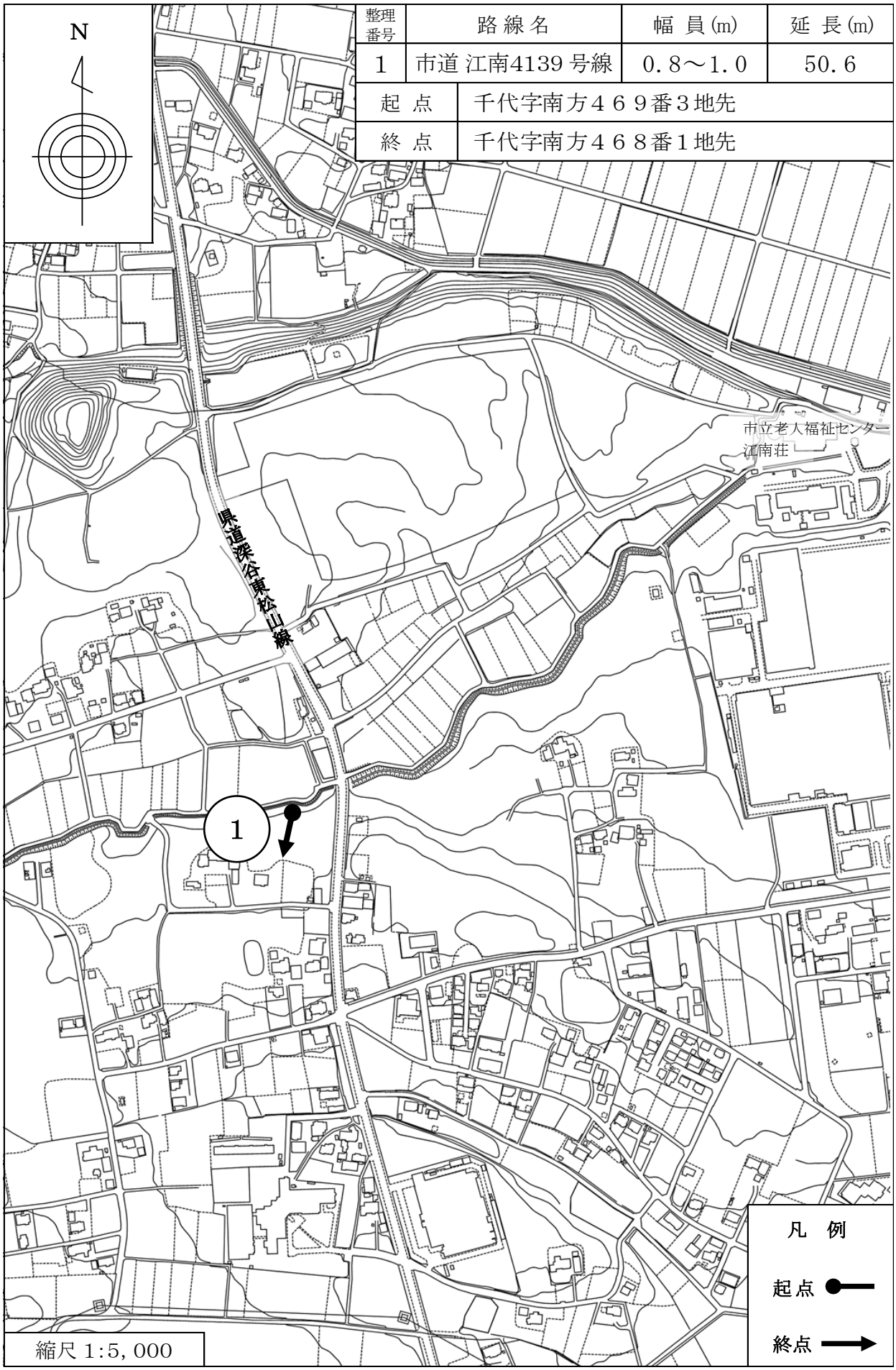
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 江南4139 号線
0.8～1.0
50.6
起点
千代字南方４６９番３地先
終点
千代字南方４６８番１地先
市立老人福祉センター
江南荘
県道深谷東松山線
1
凡例
起点
終点
縮尺 1:5,000